

「山口県犯罪被害者等支援推進計画」の進行状況について

1 条例等の制定状況

(1) 都道府県（令和5年4月現在）

区 分	条例・計画等の制定・策定状況			見舞金・貸付金制度等導入状況	
	条例制定	うち特化条例	計画等	見舞金	貸付金
全 国	47 (100%)	46 (97.9%)	46 (97.9%)	16 (34.0%)	3 (6.4%)
山口県	R3.4.1 制定		R3.10.1 制定	—	—

(2) 市区町村（令和5年10月現在）

区 分	条例・計画等の制定・策定状況			見舞金・貸付金制度等導入状況	
	条例制定	うち特化条例	計画等	見舞金	貸付金
全 国	835 (48.5%)	606 (35.2%)	186 (10.8%)	631 (36.7%)	10 (0.6%)
山口県	12 (63.2%)	12 (63.2%)	1 (5.3%)	7 (36.8%)	—

※条例等の制定、見舞金制度等の導入は、ともに全国平均を上回っている。

(3) 山口県内の条例等制定状況（令和5年度施行分）

ア 岩国市

- ・ 名 称：「岩国市犯罪被害者等支援条例」
- ・ 施行年月日：令和5年4月1日
- ・ 見舞金等：見舞金・助成金制度を創設

イ 下松市

- ・ 名 称：「下松市犯罪被害者等支援条例」
- ・ 施行年月日：令和5年4月1日
- ・ 見舞金等：見舞金・助成金制度を創設

ウ 美祢市

- ・ 名 称：「美祢市犯罪被害者等支援条例」
- ・ 施行年月日：令和5年4月1日
- ・ 見舞金等：見舞金制度を創設

エ 山口市

- ・ 名 称：「山口市犯罪被害者等支援条例」
- ・ 施行年月日：令和5年10月4日
- ・ 見舞金等：見舞金制度を創設

(4) 今後の動向

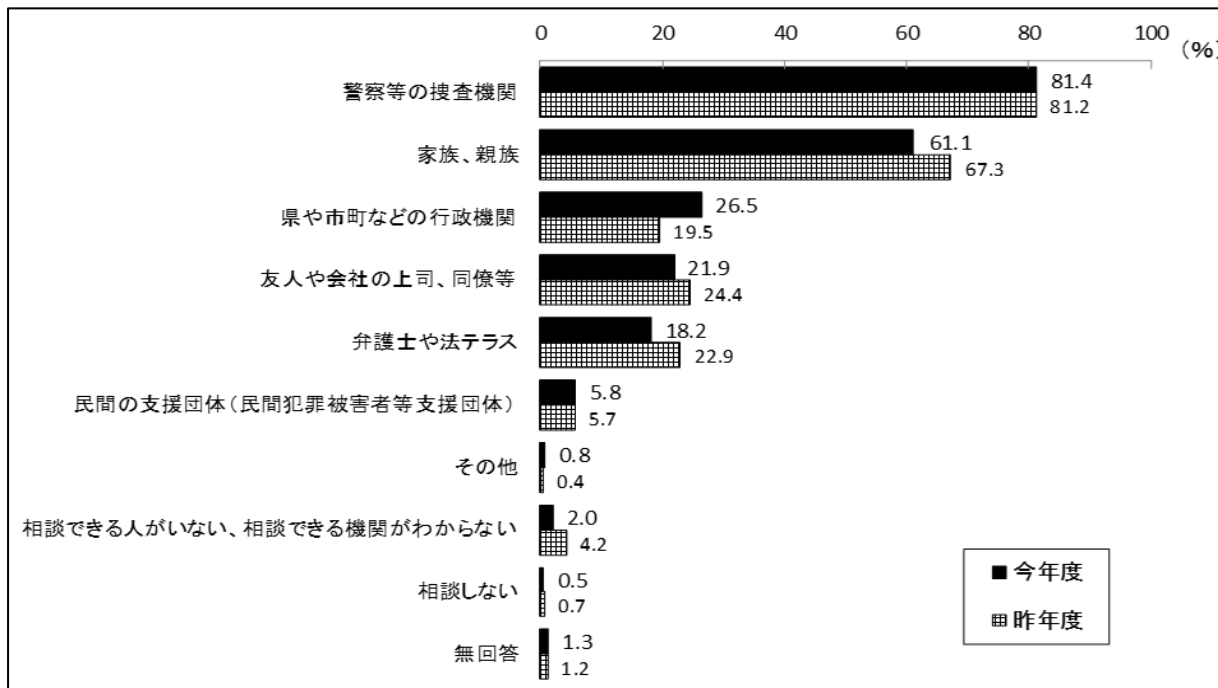
未制定市町に対する聞き取り調査の結果、複数の市町が「令和6年中の条例制定・施行に向けて、準備中である」と回答。

2 県政世論調査の結果について

【調査の概要】

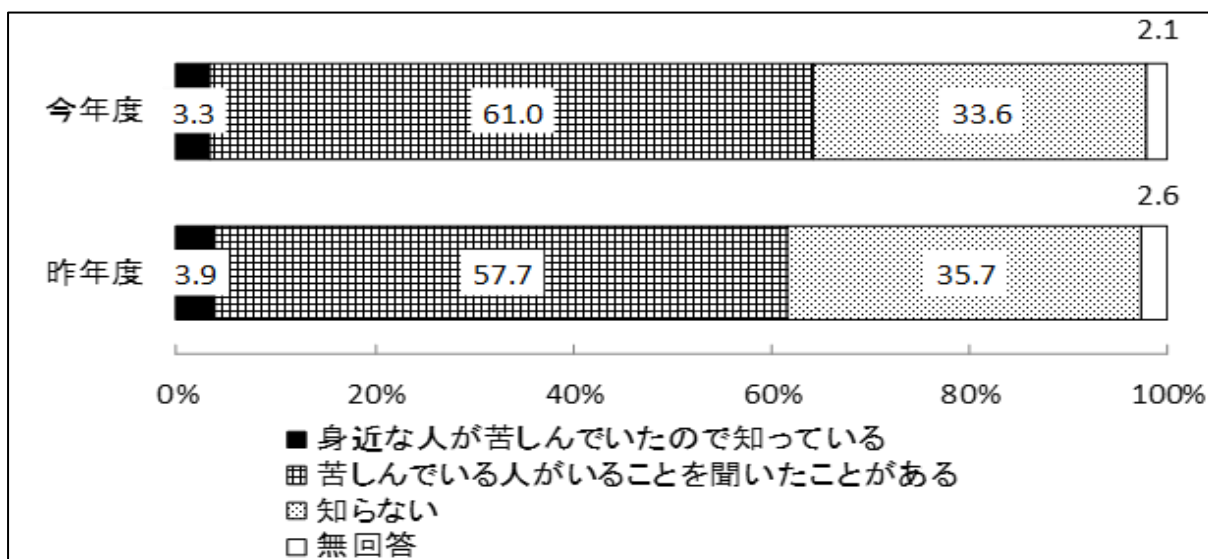
- 調査地域：山口県全域
- 調査対象：18歳以上、3,000人（有効回収数：1,311）
- 調査期間：2023年6月14日(水)～7月3日(月)

(1) 犯罪被害に遭った際の相談先（複数選択可）



犯罪被害に遭った場合の相談相手については、「警察等の捜査機関」が81.4%と最も高く、次いで「家族・親族」が61.1%、「県や市町などの行政機関」が26.5%の順となっている。昨年度の調査結果と比較すると、「県や市町などの行政機関」は7.0ポイント上昇し、「警察等の捜査機関」は同水準、「家族・親族」は6.2ポイント低下している。

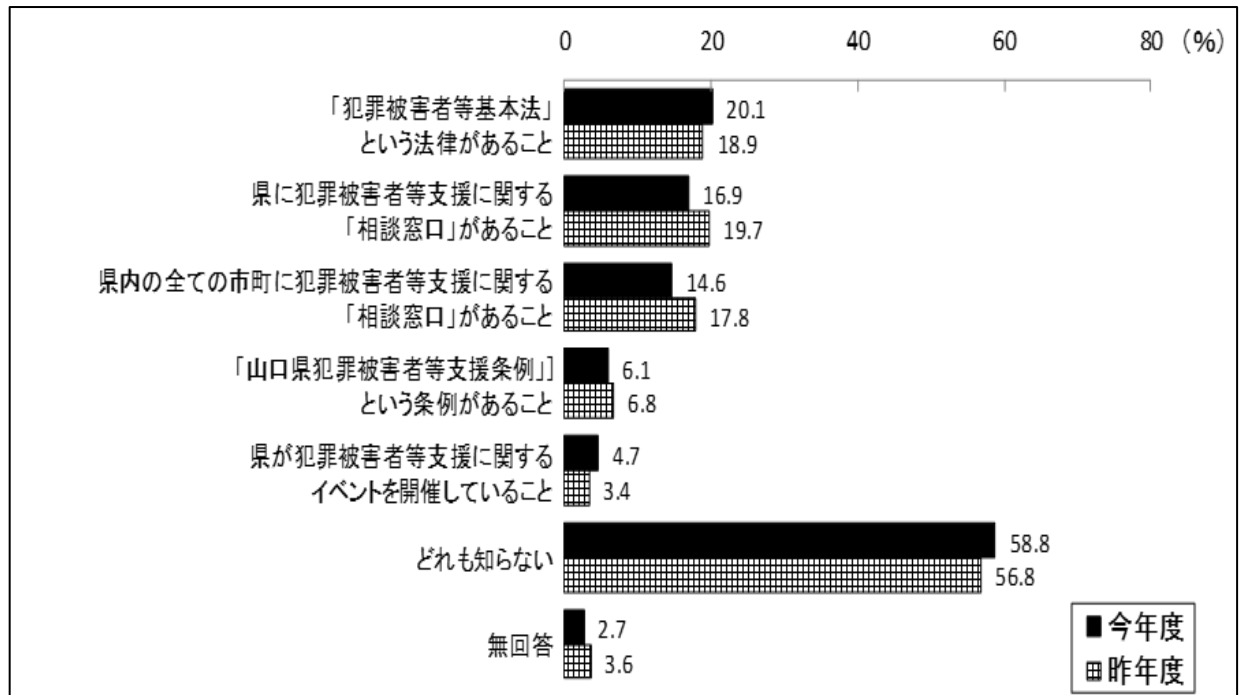
(2) 「二次的被害」の認知度（いずれか一つ）



「二次的被害」の認知状況について、「身近な人が苦しんでいたの知っている」が3.3%、「苦しんでいる人がいることを聞いたことがある」が61.0%、「知らない」が33.6%となっている。

昨年度と比較すると、「苦しんでいる人がいることを聞いたことがある」は3.3ポイント上昇し、「知らない」は2.1ポイント低下している。

(3) 犯罪被害者等支援に関するものの認知状況（複数選択可）



犯罪被害者等支援に関するものの認知状況について、「どれも知らない」が58.8%と最も高くなった。

また、知っているものについては、「『犯罪被害者等基本法』という法律があること」が20.1%、「県に犯罪被害者等支援に関する『相談窓口』があること」が16.9%の順となっている。

昨年度と比較すると、「どれも知らない」は2.0ポイント上昇し、「県内の全ての市町に犯罪被害者等支援に関する『相談窓口』があること」は3.2ポイント、「県に犯罪被害者支援等支援に関する『相談窓口』があること」は2.8ポイント低下している。